

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和 6年度	人 409,038	千円 177,753,103	千円 4,061,738	千円 34,515,068	% 19.4	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

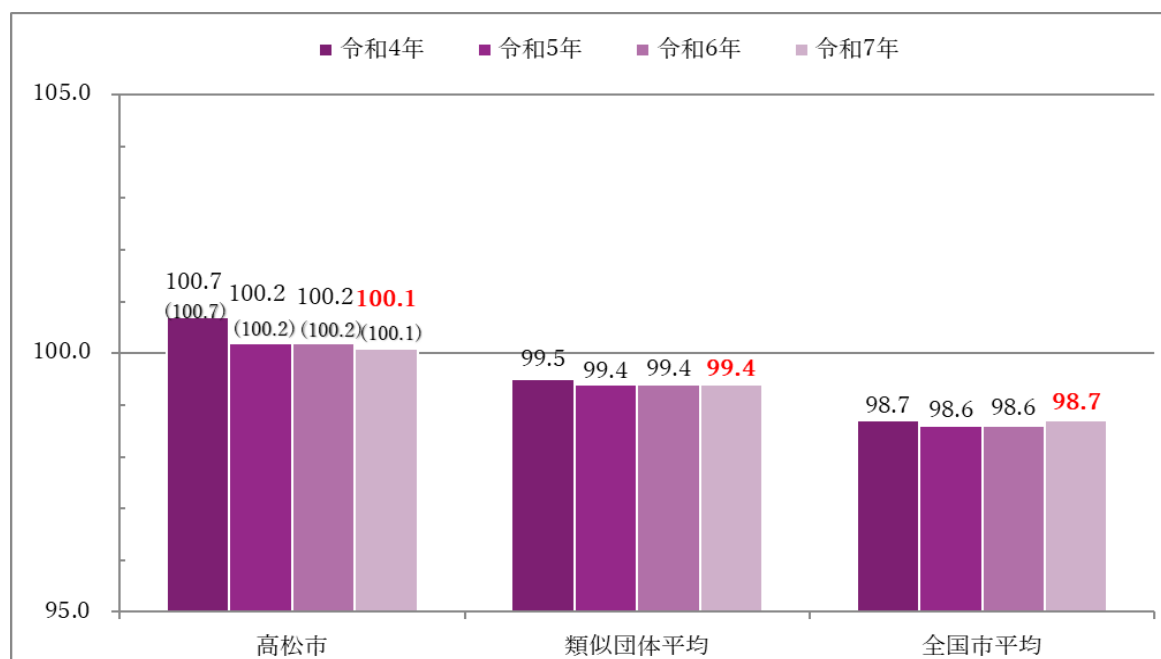
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 3,134	千円 12,174,643	千円 3,151,294	千円 5,309,817	千円 20,635,754	千円 6,584	千円 6,541

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

②国の運用と異なり、短高卒についても大卒と同様の昇任制度を設けているため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和8年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の上重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準 5% に対し、高松市においても 5% を支給。
 (実施時期) 令和 7 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き下げることにし、令和 7 年 4 月 1 日時点は 5%、令和 8 年 4 月 1 日は 4% を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国基準による支給割合	6 %	5 %	4 %
高松市の支給割合	6 %	5 %	4 %

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。扶養手当について、子に係る手当額は国と同様に見直しを実施し、配偶者に係る手当額は、国よりも緩やかな経過措置を設け減額を実施。通勤手当については、見直しを実施せず。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	41.9歳	329,500円	413,900円	372,988円
香川県	42.8歳	332,433円	422,306円	365,050円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
中核市	42.3歳	331,473円	417,367円	377,585円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
高松市	49.3歳	311人	343,100円	397,690円	372,117円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.9歳	79人	366,500円	449,514円	395,333円	廃棄物処理 業従業員	48.0歳	320,600円	1.40

うち学校給食員	47.9歳	128人	342,300円	383,761円	371,478円	飲食物調理従事者	44.7歳	255,800円	1.50
うち守衛	50.1歳	4人	387,100円	497,475円	435,900円	警備員	52.4歳	269,400円	1.85
うち用務員	57.8歳	14人	392,000円	425,180円	415,172円	用務員	50.0歳	227,400円	1.87
うち自動車運転手	57.3歳	8人	352,200円	414,538円	378,450円	乗用自動車運転者	59.9歳	273,700円	1.51
うちその他技能労務職	43.3歳	78人	308,900円	356,497円	338,110円	—	—	—	—
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—円	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.9歳	175人	323,727円	381,452円	354,857円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
高松市	6,563,980円	—円	—
うち清掃職員	7,299,268円	4,457,900円	1.64
うち学校給食員	6,423,532円	3,394,000円	1.89
うち守衛	8,137,500円	3,642,700円	2.23
うち用務員	7,052,160円	3,029,700円	2.33
うち自動車運転手	6,789,056円	3,775,000円	1.80
うちその他技能労務職	5,851,264円	—円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～令和6年の3カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援、各種、専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	46.1歳	392,801円	434,333円
香川県	46.1歳	386,170円	440,642円
中核市	46.3歳	389,158円	455,377円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	39.1歳	322,878円	358,443円
香川県	40.9歳	361,757円	407,576円
中核市	40.4歳	328,122円	383,554円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		高 松 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	194,550円*	185,700円	—
	中 学 卒		—	—
高等（特別支援、各種、専修）学校教育職	大 学 卒	252,000円	252,000円	—
	高 校 卒	208,900円	208,900円	—
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	220,000円	252,000円	—
	高 校 卒	188,000円	208,900円	—

※技能労務職において、学歴による初任給の差異はない。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	285,341円	365,920円	391,536円	408,912円
	高 校 卒	240,250円	329,750円	336,000円	391,828円
技能労務職	高 校 卒	241,933円	292,350円	301,140円	382,587円
	中 学 卒	—	—	—	376,500円
高等学校教育職	大 学 卒	***	404,387円	***	435,734円
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	281,933円	338,550円	382,400円	411,550円

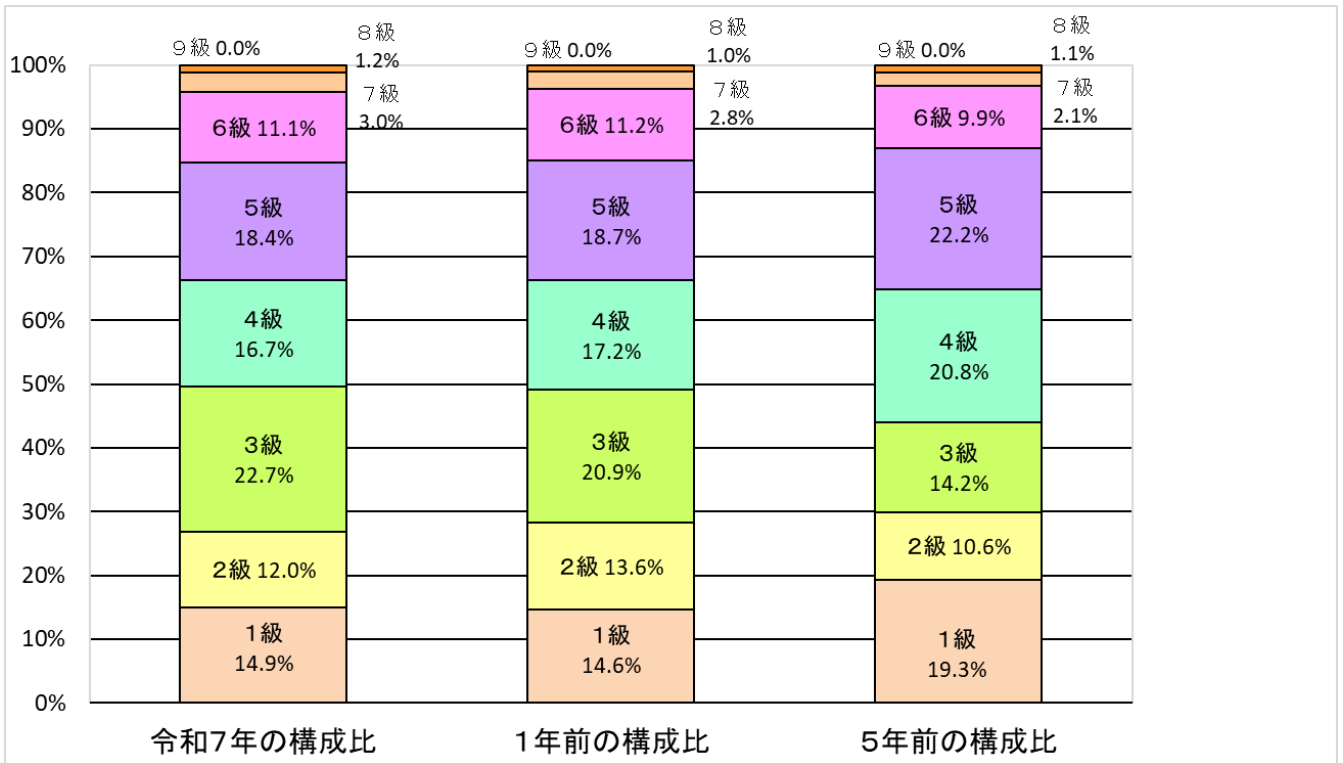
※「***」については、対象者が1名であり個人の特定に繋がることから記載しないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

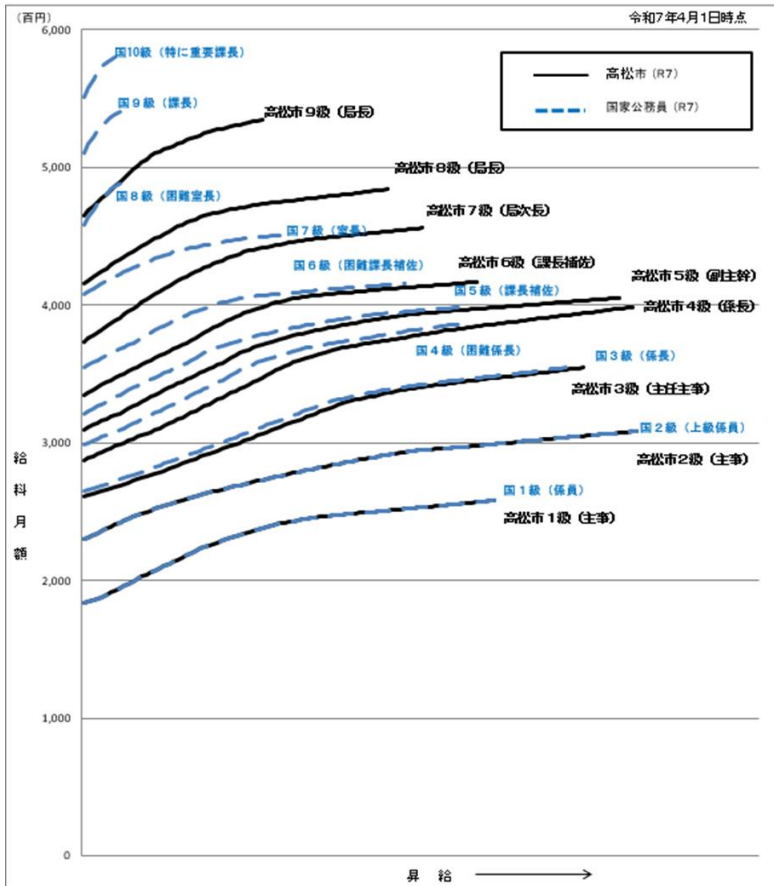
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	216人	14.8%	183,500円	258,100円
2級	主事、技師	175人	12.0%	230,000円	308,500円
3級	主任主事、主任技師	330人	22.7%	261,300円	354,700円
4級	係長、主任主事、主任技師	243人	16.7%	287,300円	398,600円
5級	課長補佐、副主幹	268人	18.4%	309,800円	405,200円
6級	課長、課長補佐	162人	11.1%	335,000円	416,700円
7級	局次長、課長	44人	3.0%	373,400円	456,100円
8級	局長、局次長	17人	1.2%	415,600円	484,000円
9級	局長	0人	0.0%	465,500円	534,500円

- (注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高松市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高松市	香川県	国
1人当たりの平均支給額(令和6年度) 1,691千円	1人当たりの平均支給額(令和6年度) 1,785千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 国と同じ	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高松市）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○

活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

高 松 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由） 国と同じ		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2%～24%加算） （退職時特別昇給）なし （退職時特別昇給を設けている理由）なし			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額			自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額		
	2,133千円	21,372千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員（事務局費を含む）に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		799,173千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		249,898千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市（下記を除く）	5%	3,192人	5%
大津市	10%	1人	10%
京都市	10%	1人	10%
<医師・歯科医師>	16%	1人	16%
東京都（特別区）	20%	3人	20%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	国と同じ		

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		186,935 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		103,853 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		53.7 %		
手当の種類（手当数）		32		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務職員 手当	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	15,695 千円	1日につき500円
		(2) 前号に定める職員で市税の滞納処分に従事したもの又は納税課に勤務する職員（国保・高齢者医療課、介護保険課、こども保育教育課及び下水道業務課に兼務を命ぜられた者に限る。）で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	462 千円	差押調書 1件につき200円
			0 千円	差押物件引揚 1件につき300円
自動車乗務職員 手当	技能労務職 一般行政職 (2)のみ	(1) 財産経営課、こども保育教育課、環境指導課、環境業務課、西部クリーンセンター、学校又は中央図書館に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	1,611 千円	月額4,400円
		(2) 牟礼総合センター、環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員（特に市長が指定した職員に限る。）で、前号に定める職員に代わって自動車の運転に従事するもの	2,200 千円	月額4,400円
		(3) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を1日につき4時間以上運転したもの	44 千円	1日につき340円
		(4) 前号に定める特殊自動車に1日につき4時間以上同乗して作業に従事した職員	0 千円	1日につき340円

用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	113千円	1日につき 650円
夜間業務手当	一般行政職 技能労務職	次のア又はイに掲げる職員（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）である場合に限る。）で、当該深夜においてそれぞれア又はイに掲げる業務に従事したもの ア 財産経営課に勤務する職員 守衛の業務 イ 西部クリーンセンターに勤務する職員 じんかいの焼却 又は破砕の作業	268千円 1,837千円	1勤務につき 780円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満の場合は410円） 1勤務につき 1,100円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上5時間以下の場合は730円、2時間未満の場合は410円）
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1回につき 1,140円
公害防止等業務手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査に従事したもの又は直接騒音、振動、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の規制若しくは調査指導に従事したもの	160千円	1日につき 270円
福祉事務従事職員手当	一般行政職 看護保健職	(1) 社会福祉主事（同心得を含む。）、身体障害者福祉司（同心得を含む。）若しくは知的障害者福祉司（同心得を含む。）の職にある者で直接社会福祉、身体障害者福祉若しくは知的障害者福祉の業務に従事するもの 又は障がい福祉課に勤務する保健師で直接精神障害者福祉の業務に従事するもの (2) 行旅死病人の収容又は保護に従事する職員で、直接行旅死病	20,868千円 0千円	1日につき 420円 行旅死亡人1体につき 5,400円 行旅病人1件につ

		人の収容又は保護の業務に従事したもの		き 1,800円
保育・幼児教育従事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に勤務する保育教育士等で、保育又は幼児教育の業務に従事したもの	39,760千円	1日につき 400円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、直接火葬業務に従事したもの (2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの	4,112千円 112千円	1日につき2,500円 1日につき250円
じんかい処理手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は市営住宅課に勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの (2) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。） (3) 南部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの焼却、破碎又は選別の作業に従事したもの	14千円 20,608千円 7,940千円	1日につき960円 1日につき1,260円 1日につき960円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	環境業務課、下水道業務課、下水道整備課又は下水道施設課に勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	92千円	1日につき1,060円
精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの (2) 保健所に勤務する保健師又は精神保健福祉相談員で、精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導の業務に従事したもの	0千円 212千円	1日につき290円 1日につき290円
結核患者訪問手当	看護保健職	保健所に勤務する職員で、結核患者の訪問指導の業務に従事したもの	105千円	1日につき230円

狂犬病予防等作業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 犬、猫、有害鳥獣等の捕獲、引取り、収容又は処分の作業に従事したもの	1,191千円	1日につき 910円
		(2) 保健所に勤務する職員で、前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事したもの	10千円	1日につき 250円
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で、獣畜のとさつ又は解体の検査業務に従事するもの	343千円	1日につき 350円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引の管理業務に従事したもの	17千円	1日につき 800円
		ア 正規の勤務時間による勤務として午前5時15分から従事した職員 イ 正規の勤務時間による勤務として午前6時15分から従事した職員		
高所・深所作業手当	一般行政職 技能労務職	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	2千円	1日につき 300円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	0千円	1日につき 300円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの	111千円	1日につき 250円
災害応急作業等 手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員	13千円	1日につき 480円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
		(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	4千円	1日につき 730円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)

		(3) 市の区域外で市長が認めるもの	395 千円	1 日につき 1,080 円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
緊急消防援助隊手当	消防職	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊の一員として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等の任務に従事した消防吏員	0 千円	1 日につき 2,160 円
消防業務手当	消防職	消防業務に従事する消防吏員(救急業務手当の項及び救助業務手当の項に定める者を除く。)	5,947 千円	月額 1,700 円
消防自動車乗務職員手当	消防職	(1) 車両総重量が8,000キログラム以上の消防用自動車の運転に従事した消防吏員	597 千円	1 勤務につき 240 円
		(2) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員	809 千円	1 勤務につき 210 円
		(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員	3,474 千円	1 勤務につき 190 円
夜間特殊業務手当	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防吏員	28,096 千円	1 回につき 730 円
		ア 深夜勤務が5時間以下のもの イ 深夜勤務が2時間未満のもの	2,497 千円	1 回につき 410 円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの	6,037 千円	月額 7,000 円
		(2) 救急業務に従事する消防吏員(前号に定める者を除く。)	3,335 千円	月額 3,400 円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2,219 千円	月額 3,400 円
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 次のア又はイに掲げる職員で、年始(1月1日から同月3日までをいう。以下同じ。)又は年末(12月29日から同月		

		<p>31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事したもの(消防吏員を除く。)</p> <p>ア 環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事した職員(自動車の運転に従事した者を含む。)、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事した職員又は環境業務課に勤務し、直接汚物処理に従事した職員</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員</p> <p>(2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員</p> <p>ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員</p> <p>(3) 年始又は年末に平常勤務の態様で勤務に従事した消防吏員</p> <p>(4) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事したもの(自動車の運転に従事した者を含む。)</p> <p>又は南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事したものの</p>	<p>1,362千円</p> <p>593千円</p> <p>0千円</p> <p>0千円</p> <p>2,553千円</p> <p>501千円</p>	<p>1日につき8,400円(4時間以下の場合4,200円)</p> <p>1日につき5,300円(4時間以下の場合2,650円)</p> <p>1夜又は1日につき5,300円(半夜又は半日(4時間以下)の場合2,650円)</p> <p>1夜又は1日につき8,400円(半夜又は半日(4時間以下)の場合4,200円)</p> <p>1日につき1,700円</p> <p>1日につき3,300円(4時間以下の場合1,650円)</p>
有害物等取扱手当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員(医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。)で、エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務(MR I	0千円	1日につき160円

		<p>検査を除く。)に従事したもの</p> <p>(2) 保健所に勤務する職員で、病原微生物検査に従事したもの(同一の日に次号の規定の適用を受けない者に限る。)</p> <p>(3) 保健所に勤務する職員で、有害物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。以下この号において同じ。)を使用する検査、試験等に従事したもの又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所において立入検査に従事したもの</p> <p>(4) 保健所に勤務する職員で、直接薬剤散布に従事したもの</p>	<p>243 千円</p> <p>95 千円</p> <p>0 千円</p>	<p>1 日につき 290 円</p> <p>1 日につき 290 円</p> <p>1 日につき 450 円</p>
保健衛生業務手当	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業務に従事した職員	2,861 千円	1 日につき 150 円
感染症治療等業務手当	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として市長が定める感染症(以下この号において「感染症」という。)に関して直接調査し、又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	19 千円	1 日につき 290 円
		(2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人畜共通の伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	0 千円	1 日につき 400 円
		(3) 第1号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員	0 千円	1 日につき 400 円
教員特殊業務手当	主幹教諭、養護教諭等で	(1) 非常災害時の緊急業務 ア 非常災害時における児童等	0 千円	1 日につき 8,000

	給料表の1級、2級又は特2級のもの	の保護又は緊急の防災・復旧業務 イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務 ウ 児童等に対する緊急補導業務 (2) 児童等引率指導業務（泊あり） (3) 週休日等に行う対外運動競技等の児童等引率指導業務 (4) 週休日等の部活動指導業務 (5) 週休日等の入学試験監督等業務	0千円 0千円 642千円 698千円 138千円 442千円 4,539千円 0千円	円 1日につき7,500円 1日につき3,750円 1日につき5,100円 1日につき5,100円 2時間以上3時間未満 1日につき1,900円 3時間以上4時間未満 1日につき2,700円 4時間以上 1日につき3,600円 1日につき1,800円（半日程度900円）
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	407千円	1日につき200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 （令和6年度決算）	1,179,237千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	405千円
支給実績 （令和5年度決算）	1,155,233千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	399千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職俸給表(一)7級相当以下 5,000円	異なる	国：配偶者 行政職俸給表(一)7級相当以下 3,000円	335,508千円	244,006円

	<p>行政職俸給表(一) 8級相当以上 支給しない</p> <p>・父母等 行政職俸給表(一)7級相当以下 5,000円</p> <p>行政職俸給表(一) 8級相当以上 3,500円</p> <p>行政職俸給表(一) 9級相当以上 支給しない</p> <p>・子 11,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算</p>				
住居手当	<p>自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給</p> <p>【借家・借間居住者】</p> <p>・家賃23,000円以下 家賃-12,000円</p> <p>・家賃23,000円超 55,000円以下 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>・家賃55,000円超 27,000円</p>	異なる	<p>【借家・借間居住者】</p> <p>・家賃27,000円以下 家賃-16,000円</p> <p>・家賃27,000円超 61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円</p> <p>・家賃61,000円以上 28,000円</p>	216,305千円	270,719円
通勤手当	<p>通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>【公共交通機関等の利用者】</p> <p>・原則として、6か月定期券相当額(上限額なし)</p> <p>【自動車等の使用者】</p> <p>通勤のために自動車等の使用を常例</p>	異なる	<p>国：上限額 150,000円 運賃等相当額が150,000円以下については運賃等相当額(新幹線鉄道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給)</p> <p>国：2,000円～ 31,600円</p>	235,113千円	81,778円

	とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 40,000～103,700円	異なる	国：34,900円～146,400円	289,420千円	676,215円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ310,000円以内	同じ	—	6,617千円	735,246円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	異なる	国：一般の宿日直勤務1回につき4,400円	—円	—円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	2,040千円	680,000円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給勤務1回につき6,000円～12,000円（勤務6時間超9,000円～18,000円） (2)平日深夜に勤務した場合に支給勤務1回につき3,000円～6,000円	異なる 異なる	国：6,000円～18,000円（勤務6時間超9,000円～27,000円） 国：3,000円～6,000円	5,090千円	32,839円
義務教育等教員特別手当	高等学校に勤務する教育職員等に支給 ・職員の区分に応じ職務の級、号級に対応する額			6,260千円	70,331円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
			(参考) 類似団体における最高／最低額

給料	市長	1,122,000円	1,180,000円／	707,000円
	副市長	907,000円	960,000円／	696,000円
報酬	議長	735,000円	827,000円／	584,000円
	副議長	654,000円	748,000円／	513,000円
	議員	615,000円	700,000円／	475,000円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
	副市長			
退職手当	議長	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
	副議長			
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	112.2万円×勤続年数×500/100	2,244万円	任期毎
	備考	90.7万円×勤続年数×400/100	1,451.2万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

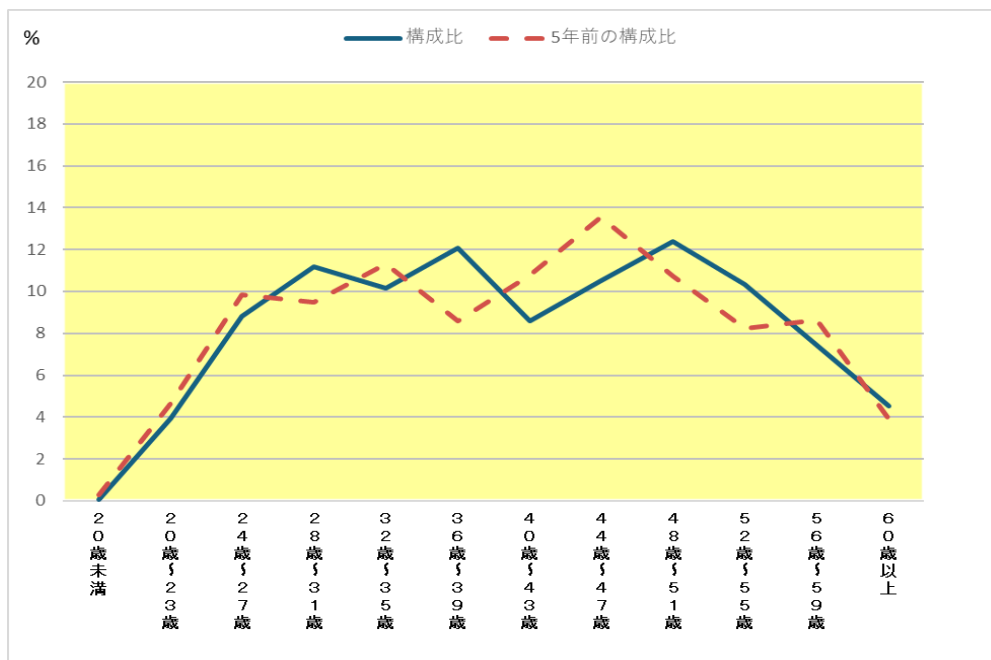
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	19	18	▲1	欠員不補充(▲1) 組織改編(3) 非常勤化(▲3) 組織改編(13) 欠員不補充、任用形態の変更等(▲12)
		総務	462	465	3	
		税務	141	138	▲3	
		民生	835	848	13	
		衛生	356	344	▲12	
		労働	1	1		
		農林水産	67	64	▲3	
		農工	43	46	3	
	土木	213	214	1		
		計	213,7	213,8	1	<参考> 人口1万人当たり職員数(R7) 51.19人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 48.24人
	教育部門	499	497	▲2	組織改編(▲2)	
	消防部門	498	492	▲6	欠員不補充(▲6)	
	小計	313,4	312,7	▲7	<参考> 人口1万人当たり職員数(R7) 74.87人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 65.99人	
公営企業等部門	病院	450	439	▲11	欠員不補充のため(▲9) ※水道部門は香川県広域水道企業団において対象とする。 欠員不補充(▲2)	
	水道					
	交通	89	87	▲2		
	下水道その他	135	135			
	小計	674	661	▲13		
	合計	3,808	3,788	▲20	<参考> 人口1万人当たり職員数(R7) 90.70人	
		[4,035]	[4,035]	[4,035]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	150人	334人	423人	384人	457人	325人	398人	469人	392人	282人	172人	3,788人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,005	2,018	2,090	2,142	2,137	2,138	33(1.6%)
教育	495	501	494	494	499	497	2(0.4%)
消防	478	476	484	486	498	492	14(2.9%)
普通会計計	2,978	2,995	3,068	3,122	3,134	3,127	149(5.0%)
公営企業等会計計	725	717	682	684	674	661	▲64(8.8%)
総合計	3,703	3,712	3,750	3,806	3,808	3,788	85(2.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和6年度	千円 10,230,652	千円 0	千円 525,576	% 5.1	% 5.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 241,077千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 90	千円 366,916	千円 81,665	千円 161,100	千円 609,681	千円 6,774	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	48.4歳	369,653円	565,815円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,790千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,691千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.0)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由） 国と同じ	（支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由） 国と同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%
（国を上回る加算措置となっている場合、その理由） 国と同じ	（国を上回る加算措置となっている場合、その理由） 国と同じ

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由） 国と同じ	調整率 83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由） 国と同じ
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～24%加算 （退職時特別昇給） なし （退職時特別昇給を設けている理由） なし	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～24%加算 （退職時特別昇給） なし （退職時特別昇給を設けている理由） なし
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 0千円 21,034千円	自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 2,133千円 21,372千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達

した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		23,089千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		256,540円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
高松市	5%	90人	5%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		674千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		24,953円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		30%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
汚物処理手当	直接汚物処理に 従事した職員	汚物の処理・清掃 、マンホール内での 作業・測量等	674千円	日額 1,060 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	27,121千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	352千円
支給実績（令和5年度決算）	24,879千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	323千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和6年度 決算）	支給職員1人当 り平均支給年額 （令和6年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,840千円	679,985円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	9,054千円	232,160円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,746千円	281,063円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,128千円	80,635円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	－千円	－円
管理職員特別勤 務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	14千円	7,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	－千円	－円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 10,520,144	千円 868,019	千円 3,418,796	% 32.5	% 33.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	令和5年度の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 460	千円 1,870,230	千円 983,189	千円 565,377	千円 3,418,796	千円 7,432	千円 7,318

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給料の削減：平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間（後述の期間を除く。）、給料の月額を職務の級に応じて1%～5%減額

平成25年7月から平成26年6月までの間、給料の月額を職務の級に応じて2.75%から8.75%減額（医師・歯科医師は1～5%減額）

平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間、給料の月額を職務の級に応じて1%～5%減額

管理職手当の削減：平成23年度から平成26年度までの間、職層ごとの定額から一律5%減額

平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間、職層ごとの定額から一律5%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業（医師）	47.3歳	629,738円	1,492,026円
（看護師）	41.4歳	369,614円	586,821円
（医療技術）	40.9歳	373,793円	570,364円
（事務）	41.5歳	371,713円	585,494円
（労務）	歳	円	円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,251千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,691千円

<p>(令和6年度支給割合)</p> <p>期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分</p> <p>(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)</p> <p>国と同じ</p>	<p>(令和6年度支給割合)</p> <p>期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分</p> <p>(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)</p> <p>国と同じ</p>
<p>(加算措置の状況)</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <p>・役職加算 5～20%</p> <p>(国を上回る加算措置となっている場合、その理由)</p> <p>国と同じ</p>	<p>(加算措置の状況)</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <p>・役職加算 5～20%</p> <p>(国を上回る加算措置となっている場合、その理由)</p> <p>国と同じ</p>

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

高松市 (病院事業)			高松市 (一般行政職等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)			(国を上回る割合としている場合、その理由)		
国と同じ			国と同じ		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～24%加算			定年前早期退職特例措置 2～24%加算		
(退職時特別昇給) なし			(退職時特別昇給) なし		
(退職時特別昇給を設けている理由) なし			(退職時特別昇給を設けている理由) なし		
自己都合 応募認定・定年			自己都合 応募認定・定年		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	542千円	19,874千円	平均支給額	2,133千円	21,372千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		152,969千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		329,262円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
高松市 (下記を除く)	5%	409人	5%
<医師・歯科医師>	16%	56人	16%

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	205,222千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	580,544円

職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			79.8%	
手当の種類（手当数）			17	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
自動車乗務職員手当	技能労務職	市民病院塩江分院に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	0千円	月額4,400円
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	0千円	1日につき650円
交替制勤務手当	看護職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1回につき1,140円
診療指導手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で医療技術の指導に従事するもの	39,872千円	月額250,000円までの範囲内で管理者が定める額
研究手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で次に掲げるもの (1) みんなの病院院長 (2) みんなの病院副院長又は市民病院塩江分院院長 (3) みんなの病院院長補佐 (4) 市民病院塩江分院副院長又はみんなの病院医療局長 (5) 総括部長 (6) 市民病院塩江分院医療局長又は診療部長 (7) 医長 (8) 副医長 (9) 医員	34,086千円	月額100,000円 月額80,000円 月額75,000円 月額70,000円 月額65,000円 月額60,000円 月額50,000円 月額40,000円 月額30,000円
病院業務従事手当	全職種	(1) 病院に勤務する栄養士、調理職員又は精神病棟、感染症病棟若しくは感染症病室に勤務する用務職員 (2) 病院に勤務する職員（前号に該当する職員及び条例第4条の規定の適用を受ける職員を除く。）で、医療業務に従事したもの (3) 前2号のいずれかに該当する者で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	101千円 142千円 0千円	1日につき150円（第3号の適用を受ける場合を除く。） 1日につき130円（次号の適用を受ける場合を除く。） 1日につき290円
有害物等取扱手当		(1) 病院に勤務する職員で、病原体の研究、検査及び検体採取業務並びに有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。）を使用する検査、調剤等の業務並びに有毒薬物の調剤及び投与の業務に従事したもの (2) 病院に勤務する職員（医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。）で、エックス線その	2,826千円	1日につき160円 1日につき160円

<p>(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)</p>		<p>他の放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務（MRI検査を除く。）に従事したもの</p> <p>上記の業務が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査若しくは検体採取又はこれらに準ずるものとして管理者が認めるものであるとき</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認めるものであるとき</p>	<p>0千円</p> <p>0千円</p>	<p>1日につき 3,000円</p> <p>1日につき 4,000円</p>
<p>精神病治療業務手当</p>		<p>病院に勤務する職員で、重大な精神障害がある者に接して治療業務に従事したもの又は直接、重大な精神障害がある者に接する業務に従事したもの</p>	<p>0千円</p>	<p>1日につき 150円</p>
<p>死体取扱手当</p>		<p>病院に勤務する看護師又は臨床検査技師で、死体の解剖補助作業に従事したもの</p>	<p>1千円</p>	<p>1体につき 400円</p>
<p>感染症治療等業務手当</p> <p>(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)</p>		<p>(1) 病院に勤務する職員で、感染症病棟又は感染症病室の汚染区域において、直接、患者に接する業務又は当該感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したもの</p> <p>ア 条例第4条の規定の適用を受ける職員</p> <p>イ その他の職員</p> <p>(2) 前号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事したもの</p> <p>上記の業務が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接するもの若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件若しくは付着の疑いのある</p>	<p>19千円</p> <p>0千円</p>	<p>1日につき 150円</p> <p>1日につき 290円</p> <p>1日につき 400円</p> <p>1日につき 3,000円</p>

	<p>物件の処理を行うもの又はこれらに準ずるものとして管理者が認めるものであるとき</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認めるものであるとき</p>	0千円	1日につき 4,000円
診療手当	<p>(1) みんなの病院の産科に勤務する医師又は助産師で、分べんの業務に従事したもの(助産師にあつては正規の勤務時間(就業規則第31条又は第32条の規定の適用がある場合を除く。)以外(以下「正規の勤務時間以外」という。)に従事した場合に限る。)</p> <p>ア 医師</p> <p>イ 助産師</p> <p>(2) 病院に勤務する医師(管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務に従事したもの</p> <p>ア 診療業務に従事した時間(以下「診療時間」という。)が1時間以上2時間未満である場合</p> <p>イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合</p> <p>ウ 診療時間が4時間以上6時間未満である場合</p> <p>エ 診療時間が6時間以上である場合(オに該当す</p>	22,897千円	<p>1件につき 10,000円</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1回につき 6,000円</p> <p>1回につき 12,000円</p> <p>(日直勤務(その従事時間が高松市立病院宿日直規程(平成23年高松市病院局管理規程第18号。以下「宿日直規程」という。)第3条第1項第2号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。))において診療時間が3時間45分を超えた場合は、 22,000円)</p> <p>1回につき 18,000円</p> <p>(日直勤務の場合には、 28,000円)</p> <p>1回につき 24,000円</p>

る場合を除く。)

オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合

(3) 病院に勤務する医師又は歯科医師(管理職手当の支給を受けている者を除く。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において診療業務に従事したもの

ア 日直勤務において診療時間が3時間45分を超えた場合(ウに該当する場合を除く。)

イ 宿直勤務において診療時間が10時間15分を超えた場合(ウに該当する場合を除く。)

ウ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合

(4) 病院に勤務する医師で、救急患者(救急車による外来患者をいう。)の診療業務に従事したもの

(5) みんなの病院に勤務する医師で、正規の勤務時間以外に全身麻酔の業務に従事したもの

(6) 病院に勤務する医師で、病院と公的医療機関等(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定す

(日直勤務の場合又は宿直勤務(その従事時間が宿直規程第3条第1項第1号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。)

)において診療時間が10時間15分を超えた場合は、34,000円)

1回につき44,000円(宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、28,000円)

1回につき10,000円

1回につき10,000円

1回につき20,000円(宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、10,000円)

1件につき3,000円(当該診療業務が正規の勤務時間以外に開始された場合は、5,000円)

1件につき5,000円

1日につき10,000円(3時間未満の場合は、

		る公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、正規の勤務時間中において当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務に従事したものの (7) 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したものの		6,000円) 1日につき 5,000円 (臨時又は緊急の必要による応援業務に従事した場合は、10,000円)
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群輪番制による二次救急業務に従事したものの	925千円	1回につき 10,000円(4時間以下の場合、5,000円)
待機手当	医師 看護職 医療技術職	病院に勤務する医師(産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。)又はその他の職員(診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、助産師及びみんなの病院の手術室又は3病棟に勤務する看護師に限る。)で、救急患者に対処するため、正規の勤務時間以外において自宅等での待機の態勢を命ぜられたもの ア 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員(みんなの病院の3病棟に勤務する看護師を除く。以下この項アにおいて同じ。)又は週休日、休日若しくはこれに相当する日に午前8時30分から午後5時15分まで待機した職員 イ 午後7時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員(手術室に勤務する看護師でアの規定の適用を受けないものに限る。) ウ 午前1時から午前7時まで待機した職員(みんなの病院の3病棟に勤務する看護師又は助産師(アの規定の適用を受けない者に限る。))に限る。)	6,936千円	1回につき 3,000円 1回につき 2,600円 1回につき 1,200円
夜間看護等手当	看護職	(1) 病院に勤務する看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員(いずれも正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時までの間をいう。以下同じ。))である場合に限る。)で、当該深夜において看護等の業務に従事したものの	55,235千円	1回につき 6,650円

		<p>ア 当該正規の勤務時間が深夜の全部を含むものである場合</p> <p>イ 当該正規の勤務時間が深夜の一部を含むものである場合</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上のとき</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満のとき</p> <p>(2) 病院に勤務する職員(看護師及び前号の職員を除くものとし、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。)で、当該深夜において看護補助の業務に従事したもの</p>		<p>1回につき 3,550円</p> <p>1回につき 3,100円</p> <p>1回につき 2,150円</p> <p>1回につき 3,500円</p>
災害応急作業等手当	全職種	<p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員</p> <p>(3) 市の区域外で管理者が認めるもの</p>	30千円	<p>1日につき 480円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)</p> <p>1日につき 730円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)</p> <p>1日につき 1,080円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)</p>
年末年始等勤務手当	全職種	<p>(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。)又は年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員ただし、病院に勤務し、直接病棟用務に従事した用務職員又は直接調理業務に従事した調理職員</p> <p>(2) 年始又は年末に宿</p>	3,843千円	<p>1日につき 5,300円(4時間以下の場合 は2,650円)</p> <p>1日につき 8,400円(4時間以下の場合 は4,200円)</p> <p>1夜又は1日</p>

		直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員		につき5,300円（半夜又は半日（4時間以下）の場合は2,650円） 1夜又は1日につき8,400円（半夜又は半日（4時間以下）の場合は4,200円）
看護職員等処遇改善手当	看護職	みんなの病院に勤務する看護職員（助産師、看護師、准看護師及び保健師をいう。）	38,309千円	月額10,000円
	医療技術職	みんなの病院に勤務する栄養士、社会福祉士又は医療職給料表（二）の適用を受ける職員（薬剤師を除く。）		月額6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	243,026千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	590千円
支給実績（令和5年度決算）	260,007千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	616千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合1人目の子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	36,837千円	248,477円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超55,000円以下 (家賃額－23,000円) ×	同じ	—	31,342千円	307,271円

	1/2+11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円				
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額（上限額なし） 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	同じ	—	29,291千円	86,172円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、管理者の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 29,500～111,700円	同じ	—	43,104円	813,289円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ 309,200円以内	同じ	—	145,199千円	2,953,190円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同じ	—	30,003千円	354,361円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	1,530千円	360,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、1時間あたりの給与額×25/100	同じ	—	38,496千円	220,399円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円～12,000円（勤務6時間超9,000円～18,000円） (2)平日深夜に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,000円～6,000円	同じ	—	540千円	140,870円